

調達管理番号・案件名

24a00722\_チュニジア国チュニス大都市圏都市交通計画策定プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2024年12月9日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第2章 2.プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容の表No.4	特記仕様書(案)での該当条項が第3条2.(16)とありますが、第4条(16)の誤りでしょうか？	ご指摘の通りこちらは誤記になります。該当する条項は第4条(16)となります。
2	11	第2章 第3条2.(1)①	R/D Annex4記載のJCC構成機関が40以上に及ぶことから、大人数が収容可能な会議室が必要と想定されます。C/PであるAUGT側で確保されており、見積は不要との理解でよろしいでしょうか？	JCC開催における会議室はC/P機関の会議室を利用を想定しているため、ご理解の通り見積りに含めていただく必要はありません。
3	17	(4)ローカルリソースの活用	P17には、「交通データベース(交通需要予測モデルやGISを含む)に関わるチュニジアへの技術移転」および「本格協力終了後にチュニジア側で定期的に更新作業を続けるため」と記載されています。本格協力終了後もチュニジア側が交通需要予測ソフトを継続して使用する必要があるため、交通需要予測ソフトが供与機材に含まれていると考えてよいでしょうか？	現時点で使用しているもの(EMME4)を継続使用することを想定しています。ただし、EMME4の継続使用は必須条件ではないため、業務を進める中で新規のソフトウェアに入れ替える必要性が確認された場合は契約変更等で対応します。
4	29	P29→(22) 本邦研修 P48→(4) 定額計上について	P29には、「本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず」、「別途契約書を締結して実施する」と記載があります。P48には、「定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約」と記載があります。これは、本契約の金額に加算して本契約として契約するのではなく、別契約として金額も別途契約書を締結するというのでしょうか。	ご理解の通りです。本契約と本邦研修実施業務は別契約となります。
5	29	第2章 第4条(21)	関係機関への研修セミナー会場について、C/P庁舎内会議室が利用可能でしょうか？不可または不明の場合は、見積りに含める必要がありますでしょうか？その際は見積り上限内に含まれるでしょうか？	セミナーは、会場を借上げて行うことを想定しているためセミナー開催に伴う必要経費を見積り内に含めていただくようお願いいたします。

6	29	(21)都市交通マスタープラン策定及びモニタリングに係るチュニジア側の能力開発(活動2-1, 2-2, 2-3, 2-4) (22) 本邦研修	P29には、(21)に活動2-1～2-4と記載がありますが、P45下部の配布資料(「本事業に係る詳細計画策定調査報告書」(R/D))によると、活動2-2「交通調査及びデータ分析、交通需要予測に関する実地研修」、活動2-3「交通調査の仕様検討及び実施、交通需要予測モデルの構築、都市交通及び都市開発のシナリオ評価に係る技術報告書の作成」、活動2-4「都市交通計画に関する日本での技術研修」が設定されております。本案件での活動として、(21)が活動2-1、(22)が活動2-4と理解しております。そのように考えると活動2-2、2-3が具体的な項目として明記されていませんが、どのように考えればよろしいでしょうか。	RDのAnnex7をご参照ください。 2-2及び2-3の活動は以下となります。 2-2 交通調査、データ分析、モデリングに関する技術指導 2-3 交通調査の設計と実施、交通需要予測モデルの開発、交通と都市開発シナリオの評価に関する技術報告書の作成
7	38	4.事業の枠組み (3)調査項目	アウトプット①に関して、限定的な予算内でのマスタープラン実現を図るため、予防保全的な観点での設備維持管理による費用抑制を提言することは、プロジェクトの内容と合致しますでしょうか。	プロジェクトの内容と合致しています。 MPの優先プロジェクトとして、維持修繕及び更新事業も対象となると認識しています。
8	41	第2章別紙 共通留意事項	評価指標を含めたPDMを発注者に提言するとの記載がありますが、開発調査型技術協力である本案件においても作成・提出が必要でしょうか？	ご理解の通り本事業は開発計画調査型技術協力事業となるためPDMの修正に関する提言は不要です。 そのため、共通留意事項 1.(3)でのカッコ書き部分「(評価指標を含めたPDM、必要に応じてR/Dの基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)」については削除します。
9	46	第3章2.(5)対象国の便宜供与	執務スペース及び家具の供与はないとありますが、R/Dでは供与予定とあります。執務スペース及び家具の供与について、見積りに含める必要がありますでしょうか？その際に見積り上限内に含まれるでしょうか？	日本人専門家がいる場合に限り、C/P内の執務室の利用可能となっています。現地庸人のみでC/P内の執務室利用は不可となっているため、執務スペース確保に伴う経費について、見積りに含めていただくようお願いいたします。

以上